

仕様書

I. 件名

「NEDO オフィス拡張に伴う非常用食料・飲料水の調達」の実施について

II. 業務の目的

NEDO では、災害対策に係る災害対策規程（第 9 条第 3 項）及び NEDO 消防計画に基づき役職員の非常用物品を備蓄している。NEDO が賃借する THE LINKPILLAR 1 SOUTH 20-21 階のオフィスについても同様に有事に備えて非常用食料及び飲料水を備蓄するため調達を実施する。

III. 調達の内容

- （１）受注者は、別表に示す調達物品を納入すること。
- （２）全ての調達物品は新品であり、納入時において賞味期限が別表に記載した年数以上有ること。
- （３）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 7 年 1 月 28 日変更閣議決定）の「災害備蓄用品」の基準を満たすこと。

IV. 納入期限

2026 年 3 月 19 日（木）

V. 納入場所

東京都港区高輪二丁目 21 番 2 号

THE LINKPILLAR 1 SOUTH（以下、「当ビル」という。）21 階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

NEDO 備蓄倉庫

VI. その他

受注者は、納入にあたっては以下を遵守すること。

- （１）契約締結後速やかに納入スケジュールを発注者に提出し、発注者の了承を得ること。
- （２）受注者は、運搬費、必要な消耗品、交通費及び諸経費等全てを見積額に含めること。
- （３）納入の際に必要な当ビル指定運営会社及び搬入管理センターへの事前申請手続等は受注者が行うこと。
- （４）搬入作業におけるビル共用部の養生箇所及び仕様については、事前に搬入建物の当ビル指定運営会社及び搬入管理センターの管理担当責任者と十分協議し、管理担当責任者の了承を得ること。
- （５）搬入路、納入場所及び什器等に損害を与えないよう十分に注意するものとし、万一損害を

与えた場合は、受注者の負担において速やかに原状回復すること。

- (6) 調達物品は、長期間積上げ保存が可能な段ボール箱に梱包し、段ボール箱には品名、数量及び賞味期限等を明記して納入すること。
- (7) 納入に係る搬入、開梱、配置作業に際しては発注者の指示に従うこと。
- (8) 当ビル地下駐車場に出入庫可能な車両は、積載物も含めた高さが 3.5m以下である。なお、駐車場料金については、受注者の負担とする。
- (9) エレベーターの使用については、当ビル指定運営会社及び搬入管理センターと十分協議を行うこと。
- (10) 納入時に発生する不要資材等は、受注者が搬出し、自らの責任において適切に処分すること。
- (11) 安全管理を行い、事故及び災害の防止に万全を期すこと。万一事故が生じたときは受注者の責任において賠償、修繕、弁償等を行うものとし、発注者はその責を負わない。
- (12) 納入時又は納入後において、発注者から調達物品について仕様の内容に適合しない旨の連絡を受けた場合には、別途発注者が指示する期限までに交換すること。
- (13) 受注者は適格請求書発行事業者である場合、発注者に対し適格請求書を交付すること。
- (14) 本仕様書について生じた疑義又は本仕様書に記載のない事項については、発注者と協議のうえ解決すること。